

議題

サステナビリティ基準委員会の活動状況

項目

第2回サステナビリティ基準諮問会議以後の活動状況**本資料の目的**

1. 本資料は、第2回サステナビリティ基準諮問会議（2022年12月21日開催）以後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況をご報告し、ご意見をいただくことを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJは、第2回サステナビリティ基準諮問会議開催後、主に以下の活動を行ってきた。SSBJにおける審議の概要は別紙のとおりである。

(1) SSBJ 基準の開発の状況

- ① SSBJにおける審議テーマの決定
- ② 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）の公表

(2) 国際対応の状況

- ① サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）
- ② アジェンダ協議
- ③ 国際的な情報発信

SSBJ 基準の開発の状況**(SSBJにおける審議テーマの決定)**

3. 第2回サステナビリティ基準諮問会議では、我が国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体としてのSSBJの法令上の位置付けが確定していないことを踏まえ、SSBJにおける審議テーマに関しては、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が2023年第2四半期末に公表することを目標としているS1基準及びS2基準¹への対応を優先し、それ以外の新規テーマの受付は、2023年3月の基準諮問

¹ 本資料では、ISSBの公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」を「S1基準案」といい、確定した基準を「S1基準」という。また、ISSBの公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」を「S2基準案」といい、確定した基準を「S2基準」という。

会議後から開始し、新規のテーマの提案があった場合には 2023 年 7 月（予定）の基準諮問会議から検討を開始することとされた。

4. SSBJ は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）²による提言をはじめとした我が国の資本市場関係者からの強いニーズを踏まえ、ISSB の S1 基準及び S2 基準に相当する基準（日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとし、以下のプロジェクトを開始することを決定した。

(1) ISSB の S1 基準に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発
（日本版 S1 プロジェクト）

(2) ISSB の S2 基準に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発
（日本版 S2 プロジェクト）

（開発計画の公表）

5. ISSB から S1 基準及び S2 基準が公表されていない状況ではあるものの、SSBJ としては、確定基準が公表されるまでの間に可能な範囲で日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の検討を進めておくことが適切と考えられること、また、SSBJ が基準の開発状況について明示することにより、国内外の関係者の予見可能性が高まることから、2022 年 2 月 2 日、SSBJ が開発する基準の範囲、基準の目標公表時期及び具体的な論点の一覧（論点リスト）等を明示した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（資料(1)参考資料を参照）を公表した³。
6. SSBJ は、ISSB から S1 基準及び S2 基準の確定基準が 2023 年 6 月末までに公表されることを前提に、日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの目標時期を以下としている。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

なお、ISSB は、2023 年 2 月のボード会議で S1 基準案及び S2 基準案の再審議を終え、確定基準の公表に向けた書面投票プロセス（balloting process）を開始しており、2023 年第 2 四半期末（2023 年 6 月末）を目標として確定基準を公表する見込みである。

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

³ <https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

- SSBJ が前項の目標どおりに確定基準を公表した場合、確定基準公表後に開始する事業年度⁴(遅くとも 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)から早期適用が可能となる予定である。すなわち、3 月決算企業を想定した場合、2026 年 6 月末までに公表される、2026 年 3 月期に係る有価証券報告書から、SSBJ が公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定である⁵。

国際対応の状況

(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF))

- SSBJ は、ISSB の諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) の初期メンバーに選任された⁶。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うことを目的として設置された。なお、初回の会合の開催は現時点で公表されていない。

(アジェンダ協議)

- ISSB は、2023 年 5 月に、アジェンダ協議 (審議するアジェンダの優先順位に関し公開協議を行うこと) に関する情報要請 (Request for Information; RFI) を公表することとしている。
- SSBJ は、情報要請等のデュー・プロセス文書に対しては、「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」に則り、コメント・レターを提出する予定である。
- SSBJ は、第 4 回サステナビリティ基準諮問会議 (2023 年 7 月開催予定) において、ISSB の情報要請に関してご意見をお伺いすることを予定している。

(国際的な情報発信)

- SSBJ は、以下の取組みを通じて、国際的な情報発信を行っていることに加え、ISSB ボード・メンバー及びスタッフと継続的な対話を実施している。
 - 2023 年 2 月にカナダ・モントリオールで開催された、IFRS 財団主催の「IFRS サステナビリティ・シンポジウム」に川西委員長がスピーカーとしてパネル・ディスカッションに登壇

⁴ 確定基準公表後に終了する事業年度とすべきとの意見もあり、今後、SSBJ において審議する予定とされている。

⁵ SSBJ が公表する公開草案の提案に基づいて開示することが禁止されることはないと考えられるが、公開草案は確定基準ではないため、SSBJ が公表する基準に基づく開示であると主張することはできないと考えられるとされている。

⁶ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/news_release_20221222.pdf

- 2023年3月に、日本において初の二者間会合を開催し、共同のプレス・リリースを公表⁷
- 2023年2月に、ISSBのJWG (Jurisdictional Working Group) の会合に対面にて参加
- ISSB ボード・メンバー及びスタッフとの対面又はオンラインによるディスカッションの実施

ディスカッション・ポイント

SSBJ の活動状況について、ご意見をいただきたい。

以 上

⁷ IFRS – Representatives of the ISSB and the Sustainability Standards Board of Japan hold inaugural bilateral meeting in Japan

サステナビリティ基準委員会における活動状況

回（開催日）	議 題
第 6 回 (2022 年 12 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none">サステナビリティ基準諮問会議からの報告国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）案の概要
第 7 回 (2023 年 1 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none">サステナビリティ基準委員会の審議テーマサステナビリティ基準委員会が開発するサステナビリティ開示基準の範囲国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況サステナビリティ基準委員会等運営規則の改正
第 8 回 (2023 年 2 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none">検討すべき論点の整理日本版 S1 プロジェクト「重要性がある (material)」の定義
第 9 回 (2023 年 3 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none">日本版 S1 プロジェクト「関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示」国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況委員会の運営について

以 上